

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

告 示

- 県営土地改良事業計画を定めた件 一五
- 道路の区域を変更する件四件 一五
- 道路の供用を開始する件 一五
- 急傾斜地崩壊危険区域として指定する件 一五
- 土地改良区の役員が退任した旨届出があった件 一五
- 福島県監査委員 一五
- 福島県監査委員が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程 一五
- 正 誤 一五
- 平成二十二年三月三十日付け号外第二十号中 一五
- 平成二十三年五月十日付け定例第二千二百八十一号中 一五
- 平成二十四年十月十六日付け定例第二千四百二十八号中 一五

告 示

福島県告示第百六十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、滝池地区に係る県営農村地域復興再生基盤総合整備事業（農地防災事業（ため池等整備事業（ため池整備工事）））を行うため土地改良事業計画を定めた。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年三月二十日

- 一 縦覧に供する書類
- 土地改良事業計画書の写し

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 二 縦覧の期間
平成二十七年三月二十三日から
同 年四月十三日まで
(二十二日間)
- 三 縦覧の場所
本宮市役所

(農村計画課)

福島県告示第百六十八号
道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所平成二十七年三月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月二十日

福島県知事 内 堀 雅 雄

路線名	区 間	変更前 の 別	変更後 の 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 四五九号	二本松市西新殿字古屋 敷一 一 番 三 地 先 から	変更前	変更後	A 六・〇〇 三二・〇	五六五・四
	同 市西新殿字太郎 田一 三 番 地 先 まで	変更前	変更後	B 一〇・〇〇 四四・五	一、三三八・〇
同 市西新殿字安ノ 田一 三 番 地 先 から	二本松市西新殿字太郎 田一 三 番 地 先 まで	変更前	変更後	A 六・〇〇 三二・〇	五六五・四
	同 市西新殿字安ノ 田一 三 番 地 先 まで	変更前	変更後	B 一〇・〇〇 四四・五	一、三三八・〇
同 市西新殿字安ノ 沢一 〇 番 四 地 先 まで	二本松市西新殿字古屋 敷一 一 番 三 地 先 から	変更前	変更後	A 六・〇〇 三二・〇	五六五・四
	同 市西新殿字太郎 田一 三 番 地 先 まで	変更前	変更後	B 一〇・〇〇 四四・五	一、三三八・〇
同 市西新殿字安ノ 沢一 〇 番 四 地 先 まで	二本松市西新殿字古屋 敷一 一 番 三 地 先 から	変更前	変更後	C 一〇・三〇 六七・〇	一、七一一・七
	同 市西新殿字安ノ 沢一 〇 番 四 地 先 まで	変更前	変更後	C 一〇・三〇 六七・〇	一、七一一・七

沢一〇番四地先まで

(道路計画課)

福島県告示第百六十九号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南会津建設事務所で平成二十七年三月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月二十日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
一般国道 二五二号	南会津郡只見町大字田子倉字入山国有林一二〇林班ハ一小班地先から 同 郡同 町大字田子倉字後山六〇四番七地地先まで	変更前	一九・八〇 三〇・九〇	六五・七〇
		変更後	二六・六〇 一一・八三	六五・七〇

(道路計画課)

福島県告示第百七十号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南会津建設事務所で平成二十七年三月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月二十日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
一般国道	南会津郡南会津町浜野	変更前	一八・六〇	一〇五・〇〇
		変更後	(メートル)	(メートル)

四〇一号
字滝沢九六五番二地先から

七三・〇〇

一〇五・〇〇

同 郡同 町浜野
字滝沢九六五番二地先まで

変更後

三一・六〇
七三・〇〇

(道路計画課)

福島県告示第百七十一号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南会津建設事務所で平成二十七年三月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月二十日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
県道小林館の川線	南会津郡只見町大字亀岡字後山二番四地先から 同 郡同 町大字亀岡字後山二番四地先まで	変更前	一一・二〇 一一・八〇	一九・九〇
		変更後	一一・二〇 三一・三〇	一九・九〇

(道路計画課)

福島県告示第百七十二号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南会津建設事務所で平成二十七年三月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月二十日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道四〇一号	南会津郡南会津町浜野字滝沢九六	平成二十七年三月二〇日

五番二地先から
同 郡同 町浜野字滝沢九六
五番二地先まで

(道路計画課)

福島県告示第百七十三号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次のとおり指定する。

平成二十七年三月二十日

福島県知事 内堀雅雄

一 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項の土地の区域の名称
寺前

二 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項の土地の区域の表示及び標柱八号を順次結んだ線並びに標柱八号と標柱一号を結んだ線に囲まれた土地の区域並びに標柱五号から標柱七号まで、標柱十四号、標柱十三号、標柱十二号及び標柱十一号を順次結んだ線並びに標柱十一号と標柱五号を結んだ線に囲まれた土地の区域
いわき市仁井田町

辰ノ口 二十九番十
四十番一
二十九番十六
二十九番一
二十九番十三
二十九番二
二十九番一
十七番一
三十番一
五十七番一

寺前 一
八号
九号
十号
三十一号
三十二号
三十三号
三十四号
三十七号

二一 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項の土地の区域の名称
西ノ内

二 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項の土地の区域の表示
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱十八号までを順次結んだ線及び標柱十八号と標柱一号を結んだ線に囲まれた土地の区域
田村郡三春町大字富沢
字西ノ内 百八十五番
二百九十番
二百八十六番一

一 号及び二号
三号
四号及び五号

二百番
百九十九番
百四十番四
八十九番二
八十八番
百八十九番
百八十五番

六号及び七号
八号
九号及び十号
十一号
十二号
十三号、十四号、十五号及び十六号
十七号及び十八号

(砂防課)

公 告

公告第六十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。

平成二十七年三月二十日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称
高郷土地改良区
退任した役員
氏名 住所
役別 氏名 住所
安雄 喜多方市高郷町磐見字屋敷廻乙四三六番地

(農村計画課)

福島県監査委員

福島県監査委員会告示第二号

福島県監査委員が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年三月二十日

福島県監査委員

福島県監査委員が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程

福島県監査委員が取り扱う個人情報の保護に関する規程(平成二十七年福島県監査委員会告示第一号)の一部を次のように改正する。

第四条第一号本文中「又は申出」を削り、同号ア中「宅地建物取引主任者証」を「宅地建物取引士証」に、「はり付けられた」を「貼り付けられた」に改め、同条第二号中「又は申出」を削る。

附 則
 この規程は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第四条の改正規定（同条第一号ア中「宅地建物取引主任者証」を「宅地建物取引士証」に改める部分を除く。）は、公布の日から施行する。
 （監査総務課）

正 誤

ページ	段	行	正	誤
-----	---	---	---	---

○平成二十二年三月三十日付け号外第二十号中

八	三四	具体的な状況	具体的な理由
---	----	--------	--------

○平成二十三年五月十日付け定例第二千二百八十一号中

一六八	上	一	昭和三十三年四月一日	昭和五十二年七月二十二日
-----	---	---	------------	--------------

○平成二十四年十月十六日付け定例第二千四百二十八号中

三四九	下	後ろから二	貝沼 安雄 同 市高郷町 磐見字屋敷廻乙四三六番地	物江 俊文 同 市高郷町 上郷字東甲一八七番地
-----	---	-------	---------------------------	-------------------------